**○農林水産省告示第千四百二十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町田篭字九弓田八三、八四の二、九二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字伊川字岩ヤヶ迫二二〇九の一、字コテ二二一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県須坂市大字仁礼字仙仁山三一五三の一〇二から三一五三の一一〇四まで（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千四百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上水内郡飯綱町大字倉井字狐沢二〇八三の二（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

**○農林水産省告示第千四百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市気高町奥沢見字狼谷一二二五の七・一二二五の八・一二二五の一六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二二五の一七から一二二五の二〇まで、一二二五の二三、一二二五の二七から一二二五の二九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市気高町重高字樽丸下ノ谷二八〇、二八一、気高町飯里字角力場東平二九七の三、気高町土居字首掛谷三七〇、三七一、三七二の二、気高町宿字地才四三八の二、字小池谷四四七の二、字神子谷四五六、字正壽寺谷五〇七の四、五〇七の五、字新葉谷五一二の三、字宮谷五二一の三、気高町殿字谷奥平五五二、五五四の一から五五四の三まで、字二階平五五五、五五七、五五九、五五九の一、五六〇、五六〇の一、五六一、字下二階平五八〇の一、五八一の一から五八一の三まで、字石谷五八二、五八二の一、五八三、五八四の二、五八六、五九七の一六、字中谷五九八の一四、気高町酒津字樽谷東平七二三、七二三の一、七二四の一、七二四の二、七二五の二、七二六の一、一〇二三の一、字清水谷九七四、九七五の一、字奥ノ谷一〇一九、一〇二〇の一、気高町日光字荒神谷廻り八四四の一、気高町下光元字廣見谷八五九、八六〇の一から八六〇の六まで、八六一、八六三、八六四、字北谷奥八九〇の二、八九〇の六から八九〇の一一まで、八九〇の一三、八九二の二、字大葛谷八九六、字葛谷九〇六、九〇八、九一〇の三、字新宮谷口九三七の三、字猪ノ谷九七四の二、九七六、九七七、九七八の二、九八四、字砂堀奥九八九の二、字砂堀口九九五、字夏ヶ谷二一一二一の一一、字石ヶ谷一一三六、字持木一一四八、字山崎西平一一八九の二、気高町下坂本字観音寺谷一〇七六、字西山平一二四〇から一二四四まで、一二四四の一、一二四五の一、一二四五の二、字寺谷一二一七、気高町宝木字深田一四六九の五、字母木坂一五一一、一五一二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千四百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字坂本字丸尾四七六

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡三朝町大字余戸字寺谷二七九、二八〇、字樋ヶ谷五三〇、字新崎五三五の一、大字坂本字市谷三三五、三四五の一、字居護谷三六二、字葛野四六〇の二、字坪谷九〇五から九〇七まで、九〇九、字逸散原一一八七

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）